○経済産業省令第四十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十八条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の発電所の項一の下欄1の(8)、同項二の（一）の下欄(8)及び同項二の（二）の1の(5)の下欄中「五百キロワット以上」を「二千キロワット以上」に改め、同項二の（二）の2の(9)の下欄中「燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備」を「燃料電池発電所における出力五百キロワット以上の発電設備、太陽電池発電所における出力二千キロワット以上の発電設備又は風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備」に改め、同項二の（二）の3の(1)の下欄中「又は出力五百キロワット未満の燃料電池発電所、太陽電池発電所若しくは風力発電所」を「、出力五百キロワット未満の燃料電池発電所、出力二千キロワット未満の太陽電池発電所又は出力五百キロワット未満の風力発電所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十七号）の施行に伴い、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二十一条の三第三項の規定に基づき、協働取組による環境の保全に関する公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

協働取組による環境の保全に関する公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に関する省令

国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、契約の相手方を選定するに当たって、経済性に留意しつつ、当該契約に係る環境の保全に関する公共サービスの性質及び地域の特性を勘案しながら、価格に加えて民間団体が有する専門的知見、技術的能力、実務経験又は学識経験、組織体制、事業の継続性その他の要素を適切に評価できる契約手続によることとする（入札に参加する者に必要な資格に関する配慮を含む。）。

附　則

この省令は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の表自治大学校の項中「副校長　一種」を削る。

別表第一の十八の表財務事務所の項中「合同庁舎管理官　五種」を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五―一一三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表東京都の項中「大島町元町字家の上四四五の九　伊豆大島区検察庁」を「大島町元町字家の上四四五の九　伊豆大島区検察庁　町字家の上四四五の九　伊豆諸島自然保護官事務所」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月六日」の下に「、伊豆諸島自然保護官事務所に係るものにあつては同年七月一日」を加える。

附　則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―一三―一

人事院規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）第三条第二項の放射性物質に限る。）により汚染された土壌等の除染等のための業務等で人事院の定めるもの（以下「除染等関連業務」という。）に係る」を「除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員その他の」に改める。

第二条中「除染等関連業務」の下に「又は特定線量下業務」を、「規則一〇―五」の下に「（職員の放射線障害の防止）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条の二　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　除染特別地域等　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域をいう。

二　除染等関連業務　除染特別地域等内において平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（規則一〇―五第三条第二項の放射性物質に限る。次号において「事故由来放射性物質」という。）により汚染された物を取り扱う業務で人事院の定めるもの及びこれに関連する業務で当該人事院の定める業務に係る作業場所に立ち入って行うものをいう。

三　特定線量下業務　除染特別地域等内における人事院の定める方法によって求める平均空間線量率が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において行う業務（前号の業務を除く。）をいう。